

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	那 須 塩 原 市				民 間			栃 木 県 (参考)			
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
技能労務職員	100人	48.0歳	308,982円	328,821円	—	—	—	519人	45.8歳	325,714円	370,962円
清掃職員	9人	48.3歳	338,044円	367,091円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円				
学校給食員	21人	46.9歳	277,300円	284,371円	調理士	44.3歳	259,800円				
用務員	19人	49.8歳	318,673円	336,210円	用務員	53.9歳	227,200円				
自動車運転手	31人	46.3歳	321,683円	355,694円	自家用乗用自動車運転手	39.7歳	333,200円	146人	46.5歳	341,503円	390,810円
守衛	—	—	—	—	守衛	49.5歳	356,100円				
その他	20人	49.9歳	300,275円	309,600円	—	—	—				

※1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日における職員の基本給の平均である。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均である。

※3 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）において発表されているデータを使用している（平成16年～平成18年の3ケ年平均）。

※4 「その他」には、作業員及び電話交換手を含む。

※5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※6 栃木県（参考）の数値は、栃木県が公表した「栃木県技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」から抜粋したものです。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数及び平均給与月額

(単位：上段人、下段円)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
合計	～ 円	～ 円	～ 円	2 ～ 262,100	7 ～ 271,690	12 ～ 274,158	10 ～ 291,997	12 ～ 296,177	17 ～ 348,575	20 ～ 369,705	20 ～ 368,609	～
清掃職員	～	～	～	～	～	～	2 ～ 315,058	1 ～ *	5 ～ 387,974	1 ～ *	～	～
学校給食員	～	～	～	～	2 ～ 270,400	3 ～ 262,333	3 ～ 271,933	3 ～ 271,133	3 ～ 278,033	2 ～ 327,450	5 ～ 305,160	～
用務員	～	～	～	～	～	3 ～ 270,433	2 ～ 288,350	2 ～ 313,800	2 ～ 298,900	7 ～ 386,042	3 ～ 357,431	～
自動車運転手	～	～	～	2 ～ 262,100	5 ～ 272,206	4 ～ 283,926	2 ～ 286,979	2 ～ 323,616	5 ～ 400,063	2 ～ 447,445	9 ～ 432,132	～
守衛	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
その他	～	～	～	～	～	2 ～ 277,950	1 ～ *	4 ～ 287,625	2 ～ 276,850	8 ～ 340,449	3 ～ 294,966	～

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人である場合には、平均給与月額を*で表示した。

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

国家公務員の行政職俸給表（二）に行政職俸給表（一）の4級を合成した給料表を適用している。

② 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を支給している。なお、このうち特殊勤務手当については、以下のとおりとなっている。

特殊勤務手当の名称	支給要件	支給方法
塵芥処理作業手当	清掃センターに勤務し、塵芥収集及び焼却作業に従事したとき	日額 500円
危険不快作業手当	高所深所での不安定な箇所での作業に従事したとき	日額 400円
	有毒農薬の散布又は指導に従事したとき	日額 300円
	車両通行下の道路上での工事又は測量に従事したとき	日額 300円
	野犬猫の捕獲、死体処理に従事したとき	日額 500円
	夜間における除雪、災害予防作業等に従事したとき	日額 500円
不法投棄現場調査手当	不法投棄監視員の連絡により不法投棄現場の調査を行ったとき	日額 500円

③ 昇給基準

毎年4月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給（55歳を超える職員は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

本市においては、給与その他の勤務条件が、社会一般の労働者の勤務条件と適合するよう、国や他の地方公共団体との均衡を図ることを基本とし、給与の適正化に努めてまいりました。

しかしながら、本市の技能労務職員の給与が、民間団体のものと比較すると高水準になっていることから、技能労務職員の給与についてその給与水準の適正化を図る考えであります。

また、技能労務職員に関しては、退職者不補充の考え方で対応し、退職による職員の減少に対しては、民間委託を進めるとともに、臨時職員、再任用職員の活用を進めていく考えであります。

3 具体的な取組内容

① 給料

平成19年4月に、年功的な昇給を抑制することを柱とする給与構造改革を行い、給与水準を技能労務職員で平均1.2%引下げたところでありますが、なお、民間における同種の給与水準と比較すると高水準であることから、民間給与との均衡を図るための措置を検討する考えであります。具体的には、給料表の見直し、昇給の抑制を柱とする給料水準の引き下げ措置を検討するものです。

② 特殊勤務手当

平成17年1月の3市町の合併に際し、特殊勤務手当の縮減整理を行なったところではありますが、引き続き適正支給に向け見直しを進めていく考えです。

4 その他

退職者の不補充を推進するための具体的措置として平成21年1月に稼動した西那須野学校給食共同調理場については、その稼動に際し、調理業務の民間委託を行ったところであります。